老齢厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額	改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項及び第二号
を十二	及び同法第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額について、在職支給停止の規定（当該老齢厚生年金の受給権者が同条に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であるときその他の政令で定める場合に該当するときは、当該受給権者が被保険者等であるときその他の政令で定める場合に該当するときは、その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。）を合算して得た額を十二	
	当該老齢厚生年金	
	老齢厚生年金の額	
控除して	老齢厚生年金の全部	
二分の一	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて	改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項第三号
得た額	得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額	改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項第四号
厚生年金保険法附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく厚生年金保険法附則第八条	改正後平成六年改正法附則第二十一条第二項
と老齢厚生年金の額	と当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額	
計算した老齢厚生年金の額	計算した当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額	
厚生年金保険法	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく厚生年金保険法	改正後平成六年改正法附則第二十一条第三項
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金	改正後平成六年改正法附則第二十二条
厚生年金保険法附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく厚生年金保険法附則第八条	改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金	
厚生年金保険法	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく厚生年金保険法	改正後平成六年改正法附則第二十五条第二項
について同法附則第十一条の五	について厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の五第三項の規定により読み替えられた同法附則第十一条の五	

については、同法附則第十一条の五	については、同令第八条の五第三項の規定により読み替えられた同法附則第十一条の五	
厚生年金保険法附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく厚生年金保険法附則第八条	改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金	
十二	当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき附則第二十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額に十二	
老齢厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額	
老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部	
第一項に	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく第一項に	改正後平成六年改正法附則第二十六条第三項
厚生年金保険法	当該一の期間に基づく老齢厚生年金保険法	
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る厚生年金保険法	
十二	当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における同条第四項の期間に基づく老齢厚生年金の額（同条第四項に規定する老齢厚生年金の額をいう。）に係る報酬比例部分等の額に同項の規定による場合において得た額を当該期間に係る月数で除して得た額に十二	改正後平成六年経過措置政令第十四条の三
老齢厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額	
老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部	
規定を	規定（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第七十二条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）を	改正後平成六年経過措置政令第十四条の四
規定により読み替えて適用する場合に限る。）を	規定（平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）を	